

医学的判定に係る資料に関する留意事項通知の

見直しについて（案）

以前から、中皮腫の病理診断については、陽性抗体 2 種類以上、陰性抗体 2 種類以上の免疫染色を実施して中皮由来の腫瘍であることを確認することが必須であると認識されていた。しかし、わが国の医療保険制度上、必ずしも十分な評価がなされていなかったことから、石綿健康被害救済制度の医学的判定においては、医学的判定留意事項通知で、「中皮腫の診断に係る国際的議論の方向性に鑑みれば、陽性となる抗体及び陰性となる抗体をそれぞれ 2 抗体以上確認することが望ましい。」と述べるにとどまっている。

平成 22 年度診療報酬改定において、悪性中皮腫の病理組織診断に係る免疫染色の評価が新設されたことを踏まえ、医学的判定留意事項通知を改定し、陽性となる抗体及び陰性となる抗体をそれぞれ 2 抗体以上確認することを原則とすることとしたい。

診療報酬の算定方法の一部を改正する件（平成 22 年厚生労働省告示第 69 号）抜粋

第 13 部 病理診断

N 0 0 2 免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製

5 その他（1 臓器につき） 400 点

【増点】

注 2 5 について、確定診断のために 4 種類以上の抗体を用いた免疫染色が必要な患者に対して、標本作製を実施した場合には、所定点数に 1,600 点を加算する。

【新設】

診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について（平成 22 年 3 月 5 日保医発 0305 第 1 号）抜粋

「注 2」に規定する「確定診断のために 4 種類以上の抗体を用いた免疫染色が必要な患者」とは、悪性リンパ腫、**悪性中皮腫**、消化管間質腫瘍（G I S T）、慢性腎炎、内分泌腫瘍又は軟部腫瘍が疑われる患者を指す。これらの疾患が疑われる患者であっても 3 種類以下の抗体で免疫染色を行った場合は、当該加算は算定できない。